

ちばさぽの取組・サービスなどのご案内

当センター主催の講座やイベントなどの事業については、本ニュースレターで積極的にご案内をしてきましたが、通年で行っている取組や、利用者の方に提供しているサービスなどについては、情報発信が十分にできていませんでした。そこで、こうした情報や登録団体の方へのお願いなどを、記事にしてご案内することにしました。誌面の都合上、不定期のコーナーになるかもしれませんが、様々なご案内を掲載していく予定ですので、どうぞご注目いただき、センターを有効にご活用ください！

■「ボランティア募集カード」で手軽に情報発信

「ボランティアを募集したいけれど、自分たちでチラシを作成したり、ネットに情報を掲載したりすることは難しい…」そのように感じている団体の方は、「ボランティア募集カード」を利用してみませんか？所定の依頼票（A4サイズ一枚）に必要項目を記入してお送りいただくと、職員がパソコンに入力し、体裁を整えて出力。来館者が自由に持ち帰ることができるよう、センター入口付近の掲示板に配架をします。また、「ボランティア活動してみたい」という相談に訪れた方には、「ボランティア募集カード」の情報を積極的にご案内しています。なお、配架を希望する団体へ依頼票の様式（Word形式）をメールでお送りすることも可能ですので、お気軽にご連絡ください。また本サービスは、登録団体でなくてもご利用いただけます。



■会議室等の空き状況はネットで確認できます

当センターの会議室・談話室・印刷機は、登録団体のみに貸し出しをしています。これらの設備は使用時間帯の区分はなく、30分単位で任意の使用開始時間と終了時間で予約可能となっており、空き状況については、以下のホームページから確認することができます。<https://chiba-npo.net/use/> 閉館時間中に空き状況を確認したいと思った場合や、抽選予約に申し込みをしていたが、結果を確実に知りたいといった場合などにご活用ください。もちろん、電話でのお問合せにも対応しますので、ホームページの閲覧が困難な方などはお気軽にご連絡ください。



ミニコラム
ちばさぽの風 vol.63

避難所には多様な視点が必要

■避難の常識は日々変わる

「もしもの備え」への関心が高まり、ローリングストックの知識も広まっています。以前参加した防災の講座では、「非常食の中に好きなモノを一品」という助言がありました。非常時に好き嫌いななんてという声が聞こえそうですが、イザという時だからこそ、一口の好きなもので力が湧くこともあります。「避難が長期になったら我慢ばかりでは乗り切れませんよ」との説明には説得力がありました。

避難についても以前とは違う捉え方が見られます。避難所に行くのが必ずしも最良とは限らず、「自宅避難」も有効な手段です。とはいえ、災害の時どこに行く？と聞かれたら「避難所」と答える方が多いでしょう。その避難所にも、種類があります。

■ひと口に避難所といいますが

①指定緊急避難場所…公園、学校の屋内運動場または校庭等、一時的に身の安全が確保できる施設又は場所です。（災害の種類により適さない場合もあるので、避難所の表示板には、津波・火事など災害の種類による可否が○×で示されています）

②指定避難所…住宅に危険が予想される、あるいは損壊などで生活の場が失われた場合、一時的な生活の本拠地として宿泊滞在します。学校や公民館などが指定される例が多いです。

③広域避難場所…大規模な火災が発生したとき、輻射熱や煙などから身を守り安全を確保する場所です。相当程度のオープンスペースが確保された公園等が指定されます。

④津波避難ビル…「東京湾内湾」に気象庁から津波警報や大津波警報が発表されている間の、一時的な避難場所として使用されます。1m以下の津波到達予測の場合は使用しません。一時的な避難場所なので避難物資などの備蓄はありません。《参考》千葉市の避難所に関する情報は下記から

▶<https://www.city.chiba.jp/sogoseisaku/kikikanri/bosai/hinanbasyoichiran.html#sitesetu>

■福祉避難所とは

通常の避難所で過ごすことが困難な人のために、災害時に用意されます。「高齢者、障害者等で、避難所での生活に特別な配慮を必要とする者を収容する避難所」と定義される福祉避難所は、災害時に市が開設することになっています。

①福祉避難室…専門性の高いサービスは必要ないが通常の避難所では生活に困難が生じる人のため、必要に応じて指定避難所の一部に専用の空間を確保します。例えば小学校の体育館では生活が困難な人のため、校舎の一部を開放するといった形です。

②拠点福祉避難所…緊急の入院加療等が必要ないが、より専門性の高いサービスを必要とする人たちのため設けられるのが、拠点福祉避難所です。事前に協定を結び、予め指定された社会福祉施設等が設けられます。ここは指定避難所から移送される「二次避難所」なので、直接避難することはできません。

《参考》災害発生時における福祉避難所の開設及び運営の流れ

▶<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/shogaifukushi/documents/saigaizi-fukushininanadono.pdf>

■バランスが大事

避難所では、男性・女性、高齢者・若い人等それぞれに困りごとがあり、「あたりまえ」が違います。必要な支援を届けるために、様々な意見や要望がバランスよく避難所運営委員に届くよう、委員の構成、男女比、相談窓口の在り方などに細かな配慮が必要です。



※千葉市民活動支援センターの登録団体「防災・避難所運営のための会」の「防災・避難所ノート」（通称）を参考にしました。